

令和4年度 第1回 大洲市地域公共交通活性化協議会

| | | |
|-----|---|----|
| 議題1 | 大洲市地域公共交通計画の策定について | 1 |
| 議題2 | デマンド型交通の運行区域拡大について (南久米地区：一般乗合旅客自動車運送事業) | 9 |
| 議題3 | デマンド型交通の本格運行について (久米地区：一般乗合旅客自動車運送事業) | 13 |
| 議題4 | デマンド型交通の本格運行について (上須戒・五郎地区：自家用有償旅客運送) | 17 |

令和4年5月11日

大洲市

議題 1 大洲市地域公共交通計画の策定について

1 背景

本市では、平成30年3月に策定した大洲市地域公共交通網形成計画に基づき交通施策を展開しているが、今年度（令和4年度）が計画期間最終年度となっている。

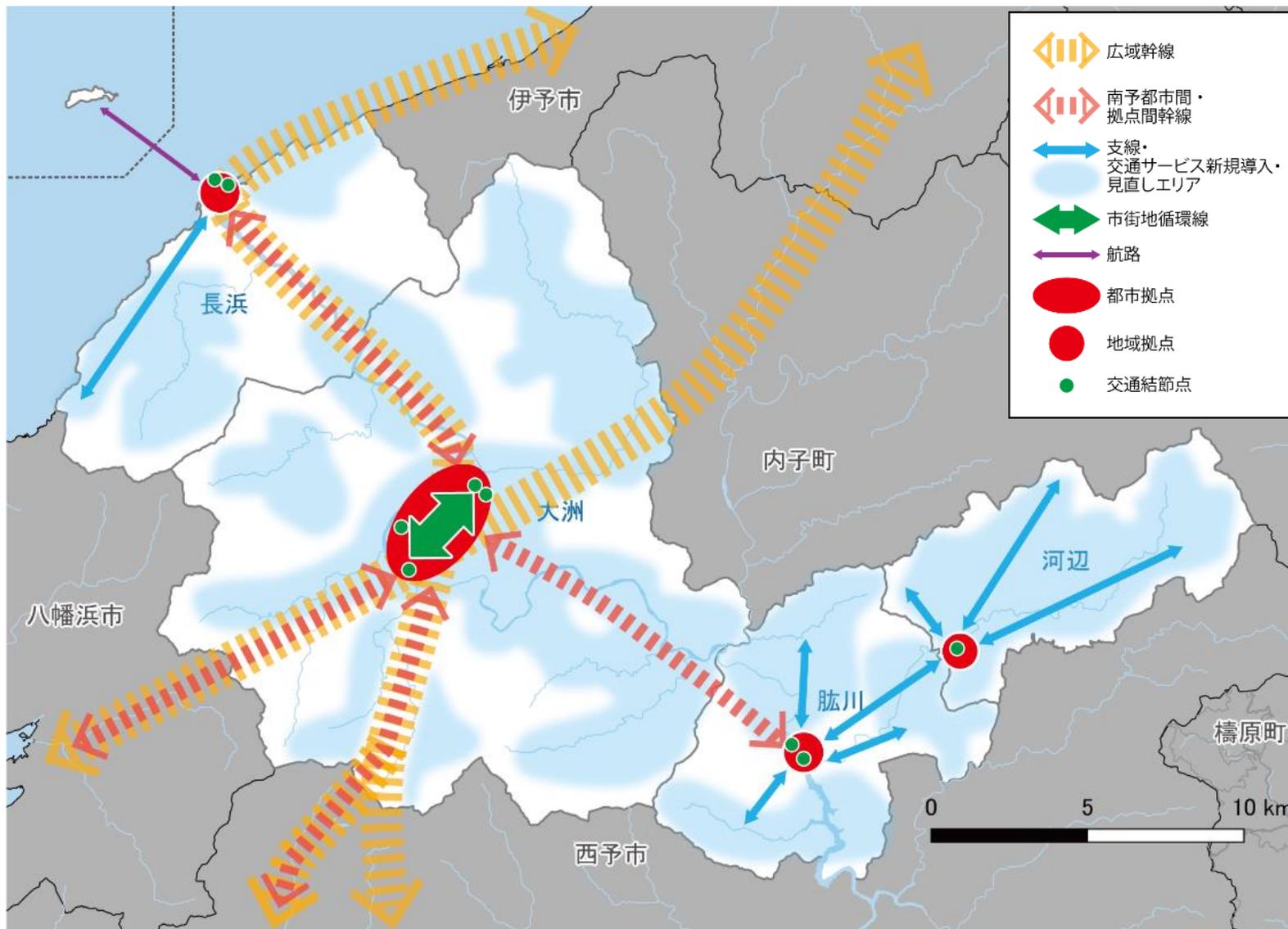
一方、国では、令和2年に、地域の移動手段の確保・充実を図るため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善し、地域の輸送資源を総動員する取組を推進することを目的とした「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正が行われ、地域公共交通計画の作成が求められている。

【地域公共交通活性化再生法及び大洲市関連計画の変遷】

| 年 | 内容 |
|-------|---|
| 平成19年 | 地域公共交通活性化及び再生に関する法律 制定 <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通総合連携計画の策定（公共交通の維持・確保や利便性向上の取組促進） 地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置 |
| 平成20年 | 大洲市公共交通の基本方針 策定 |
| 平成26年 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通網形成計画の策定（まちづくりと連携、面的な公共交通ネットワークの再構築） バス路線の再編事業を創設し、法律・予算特例措置により後押し |
| 平成30年 | 大洲市地域公共交通網形成計画（H30～R4） 策定 <p>基本方針1 安心・快適で持続可能な公共交通網の構築</p> <p>目標 1-1 市民の日常生活を支える公共交通サービスの実現 目標 1-2 はじめての人でも気軽に使える利用環境の整備</p> <p>基本方針2 皆で公共交通を守り育てる体制の確立</p> <p>目標 2-1 公共交通を守り育てる意識の醸成 目標 2-2 関係者間の連携強化</p> |
| 令和 2年 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <u>地域公共交通網形成計画を地域公共交通計画に改め、作成を努力義務</u> <u>継続事業や利便増進事業等を創設し、移動手段の確保や充実を図る制度を整備</u> 大洲市都市計画マスタープラン・大洲市立地適正化計画 策定 |
| 令和 3年 | 第2期大洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略 |
| 令和 4年 | 第2次大洲市総合計画 後期基本計画 |

2 現計画（大洲市公共交通網形成計画）の概要

(1) 公共交通網の将来イメージ



(2) 基本方針及び事業

基本方針 1 安心・快適で持続可能な公共交通網の構築

地域特性に配慮しながら、まちづくりと調和した効果的・効率的な地域公共交通網を形成します。また、適切な受益者負担と効果的な財政支出により、持続可能なサービスを目指します。

目標 1-1 市民の日常生活を支える公共交通サービスの実現

事業 1 幹線の利便性向上と維持・確保

事業 2 地域の実情を踏まえた支線の見直し

事業 3 移動ニーズを踏まえた市街地中心部の利便性向上

事業 4 適正なサービス水準・受益者負担・行政負担の設定

事業 5 運賃割引制度の導入

事業 6 公共交通の担い手不足の解消

目標 1-2 はじめての人でも気軽に使える利用環境の整備

事業 7 交通結節点及びバス停の周辺環境整備

事業 8 車両や施設のバリアフリー化

事業 9 わかりやすい情報提供

事業 10 観光と連携した市街地循環線の案内充実、おもてなしマナーの実践

基本方針 2 皆で公共交通を守り育てる体制の確立

交通事業者と行政だけでなく、住民、沿線施設、その他関係者（機関）が連携し、地域公共交通を守り育てる体制を構築します。特に公共交通は市民あってのものであるため、「守り、育てる」意識を醸成し、積極的な市民の参画を促します。

目標 2-1 公共交通を守り育てる意識の醸成

事業 11 モビリティ・マネジメントの実施

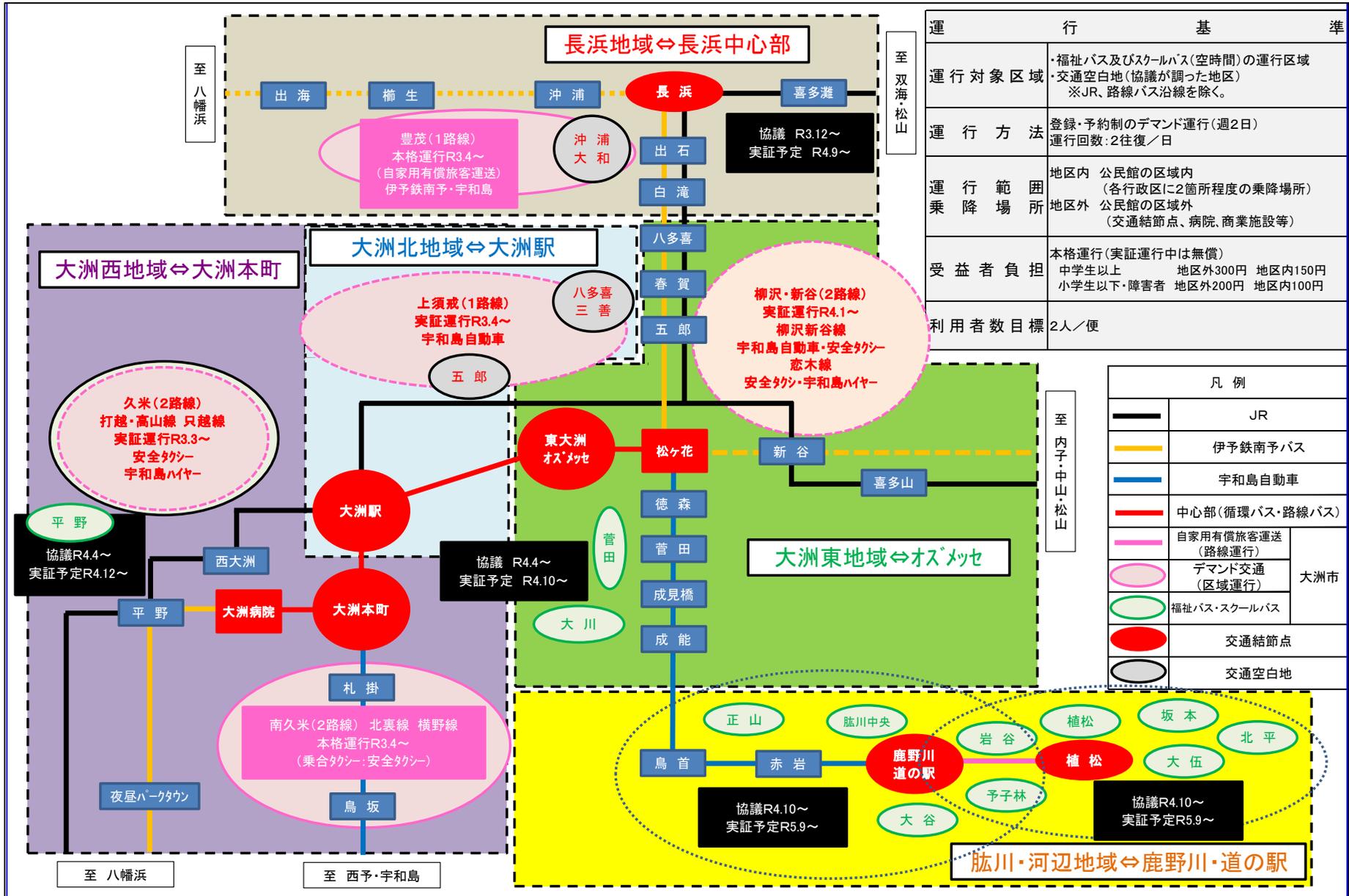
事業 12 地域主体による移動手段確保へ向けた支援体制

目標 2-2 関係者間の連携強化

事業 13 沿線施設との連携

事業 14 地域公共交通活性化協議会の定期的な開催

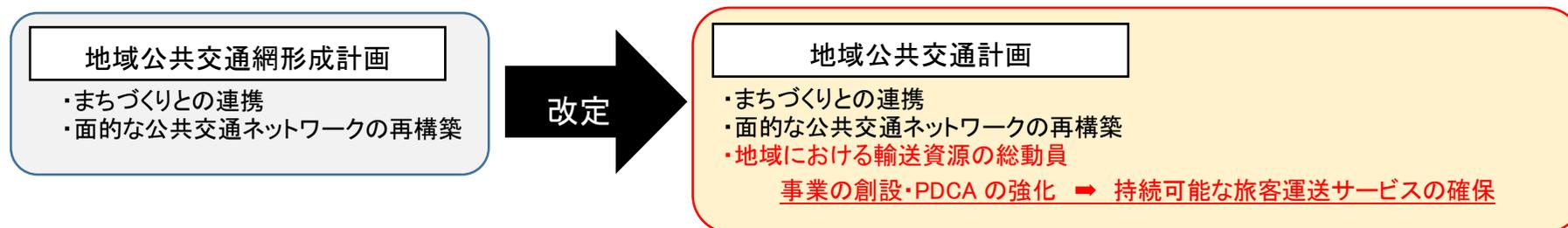
(3) 地域の実情を踏まえた支線の見直し (事業2)



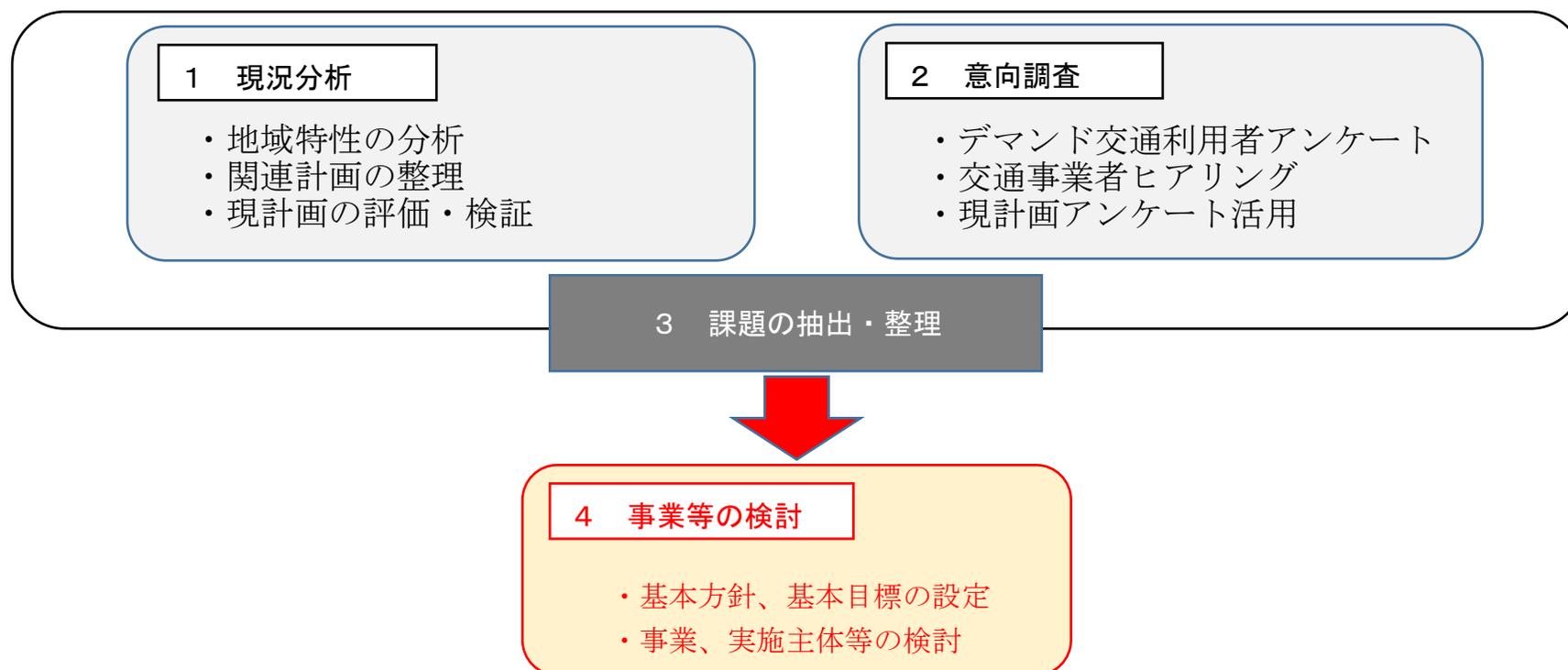
3 地域公共交通計画の策定方針

(1) 趣旨・目的

令和4年度をもって計画期間が終了する大洲市地域公共交通網形成計画を改定し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画を策定する。



(2) 計画の構成



(3) スケジュール

| 項目 | | 令和4年 | | | | | | | | 令和5年 | | |
|--------------|------------|---------------|----|----|----|---------|----------------|---------------|-----|------|----------|----|
| | | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 地域公共交通活性化協議会 | | ◎ 策定 方針 | | | | ◎ 素案 | 委員 意見 照会 | ◎ 素案 修正 | | | ◎ 最終案 | |
| 計画の 構成 | 1 現況分析 | ←→ | | | | | | | | | | |
| | 地域特性の分析 | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| | 上位・関連計画の整理 | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| | 現計画の評価・検証 | | ■ | ■ | | | | | | | | |
| | 2 意向調査 | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 利用者等アンケート | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | |
| | 交通事業者ヒアリング | | | | ■ | ■ | | | | | | |
| | 3 課題の抽出・整理 | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | |
| | 4 事業等の検討 | | | | | ←→ | | | | | | |
| | 将来像、基本目標 | | | | | ■ | ■ | | | | | |
| 事業、実施主体 | | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | |
| パブリックコメント | | | | | | | | | ■ | | | |
| 地域公共交通計画の策定 | | | | | | | | | | | ■ | |

<参考>

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律抜粋

(地域公共交通計画)

第5条 **地方公共団体は**、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、**当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画**(以下「**地域公共交通計画**」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 **地域公共交通計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。**

(1) **地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針**

(2) **地域公共交通計画の区域**

(3) **地域公共交通計画の目標**

(4) **前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項**

(5) **地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項**

(6) **計画期間**

(7) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

3 地域公共交通計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(1) **第37条の規定による資金の確保**に関する事項

(2) **都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携**に関する事項

(3) **観光の振興に関する施策との連携**に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、**地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項**

4 第2項第3号に掲げる事項には、**地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定める**よう努めるものとする。

5 第2項第4号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

6 地域公共交通計画は、都市計画、都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第24条の2の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第25条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

7 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする2以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。

9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して2以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、地域公共交通計画を作成するものとする。

10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第2項第4号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県(当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。)並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。

12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

13 第7項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。
(協議会)

第6条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下この章において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

(2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

(3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第1項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第2号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県(第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。)は、地域公共交通計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(地域公共交通計画の評価等)

第7条の2 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

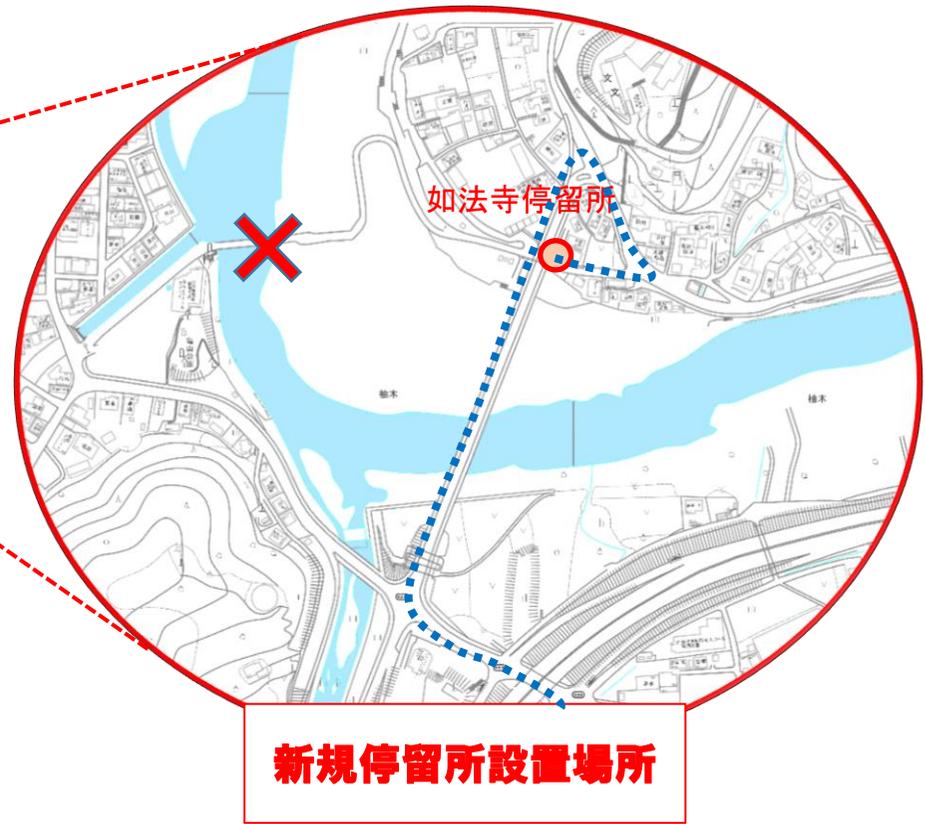
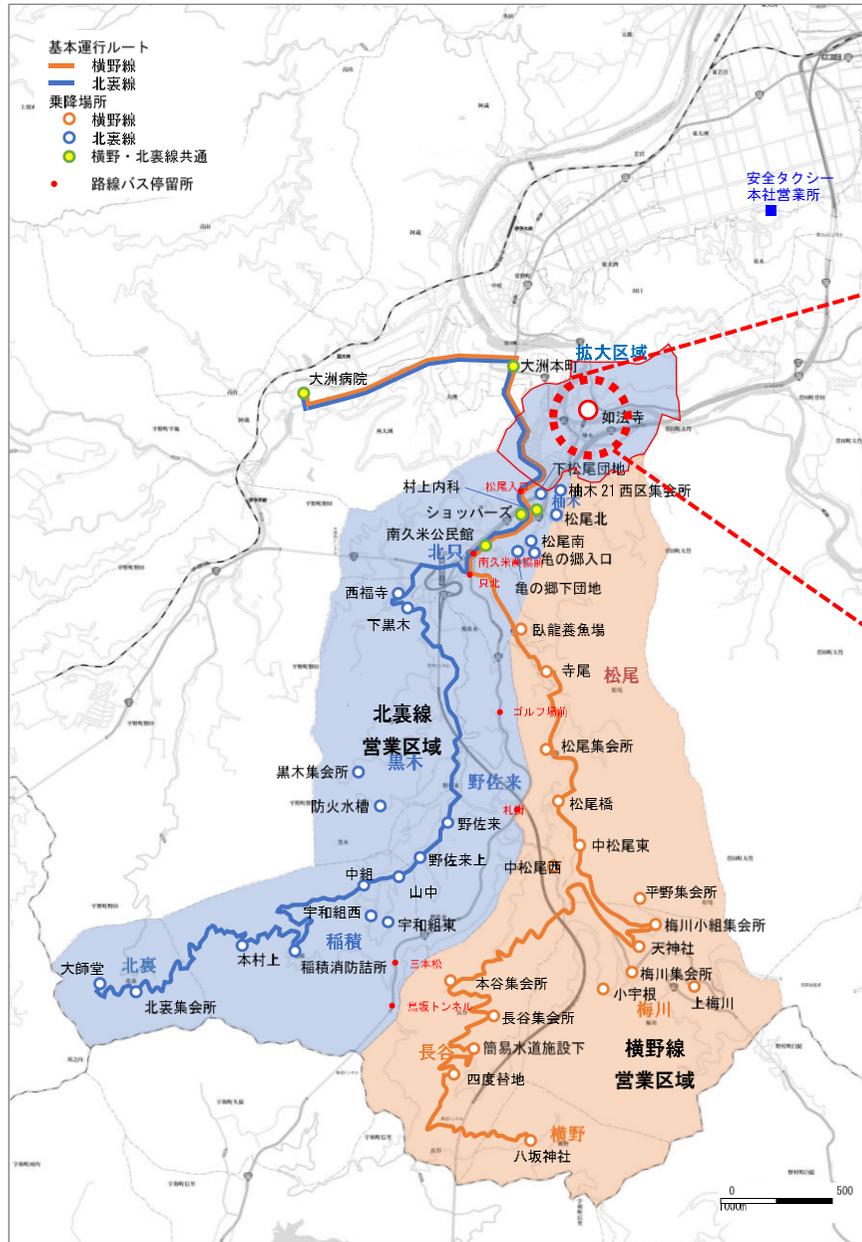
3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。

議題2 デマンド型交通の運行区域の拡大について

肱川水系河川整備による市道如法寺柚木団地線（富士橋）の通行止に伴い、交通不便地域となる柚木21東区について、既に許可を受けている一般乗合旅客自動車運送事業（デマンドタクシー）の運行範囲として追加することについて承認を求めるものである。

| | | | |
|----------------|---|---|---|
| 運行の態様 | 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行） | | |
| 運行主体 | 有限会社安全タクシー | | |
| 営業区域 （運行範囲） | 南久米地区、肱南地区 （横野、梅川、長谷、松尾、北裏、稲積、野佐来、黒木、北只、柚木） | | |
| 運送区間 | 横野線（南久米地区東部～市内中心部） 起点：横野 経由地：梅川・松尾・北只 終点：大洲病院 | 北裏線（南久米地区西部～市内中心部） 起点：北裏 経由地：稲積・野佐来・黒木・柚木 終点：大洲病院 | |
| 運行開始 | 区域変更後：令和4年6月（予定） | | |
| 運賃 | 地区内 | 地区外 | 対象者 |
| | 150円 | 300円 | 一般（中学生以下） |
| | 100円 | 200円 | 子ども（小学生以下）※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者） ※身体障害者手帳（1種）又は療育手帳（A）の所持者の介護者を含む |
| 運行内容 | 運行日 | 水・金曜日（祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3は運休） | |
| | 運行時刻 | 往路 8時30分起点発 復路 12時・13時30分終点発 | |
| | 予約締切 | 運行日前日16時 | |
| | 車両 | 5人乗セダンタクシー（4台） | |
| | 路線図 | 10ページ | |
| その他 | 路線バスによる移動が可能な場所における利用はできない。 | | |

南久米地区デマンド型交通運行路線図



<参考>

道路運送法抜粋

第3条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 一般旅客自動車運送事業(特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)

イ 一般乗合旅客自動車運送事業(乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)

(2) 特定旅客自動車運送事業(特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業)

第4条 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 2 略

地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン抜粋

【合意が許認可の要件とされている事項】

・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送に関する事項

① 運行の態様

路線不定期運行又は区域運行については、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの(地域公共交通会議等で地域交通ネットワークの観点から協議が調っていること。ただし、交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であつて路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要が無い場合はこの限りではない。)であることとしている。

② 事業計画(使用車両、最低車両数)

使用車両の乗車定員については、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合には11人未満の乗車定員とすることができることとしている。

最低車両数については、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合は、最低車両数の定めのない限りとしている。

【許認可の手続等について、合意によって特例が認められる事項】

① 運賃及び料金

地域公共交通会議で合意した運賃及び料金については、法第9条第4項及び施行規則第9条の2の規定により届出をもって足りるとしている。

② 事業計画(路線、営業区域)

路線又は営業区域については、地域公共交通会議等で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、通常3ヶ月をそれぞれの事案ごとに、概ね2ヶ月又は1ヶ月を目処とした迅速な処理をすることとしている。

③ 運行計画

地域公共交通会議で協議が調った運行系統については、クリームスキミング的運行の要件に該当する場合であっても弾力的に取扱うこととしている。

利用実績

| 区 分 | | 横野線 | 北裏線 |
|-------|---------|--------|--------|
| 令和2年度 | 利 用 率 | 75% | 22% |
| | 利 用 者 数 | 1.4人/便 | 1.0人/便 |
| 令和3年度 | 利 用 率 | 47% | 14% |
| | 利 用 者 数 | 1.1人/便 | 1.0人/便 |

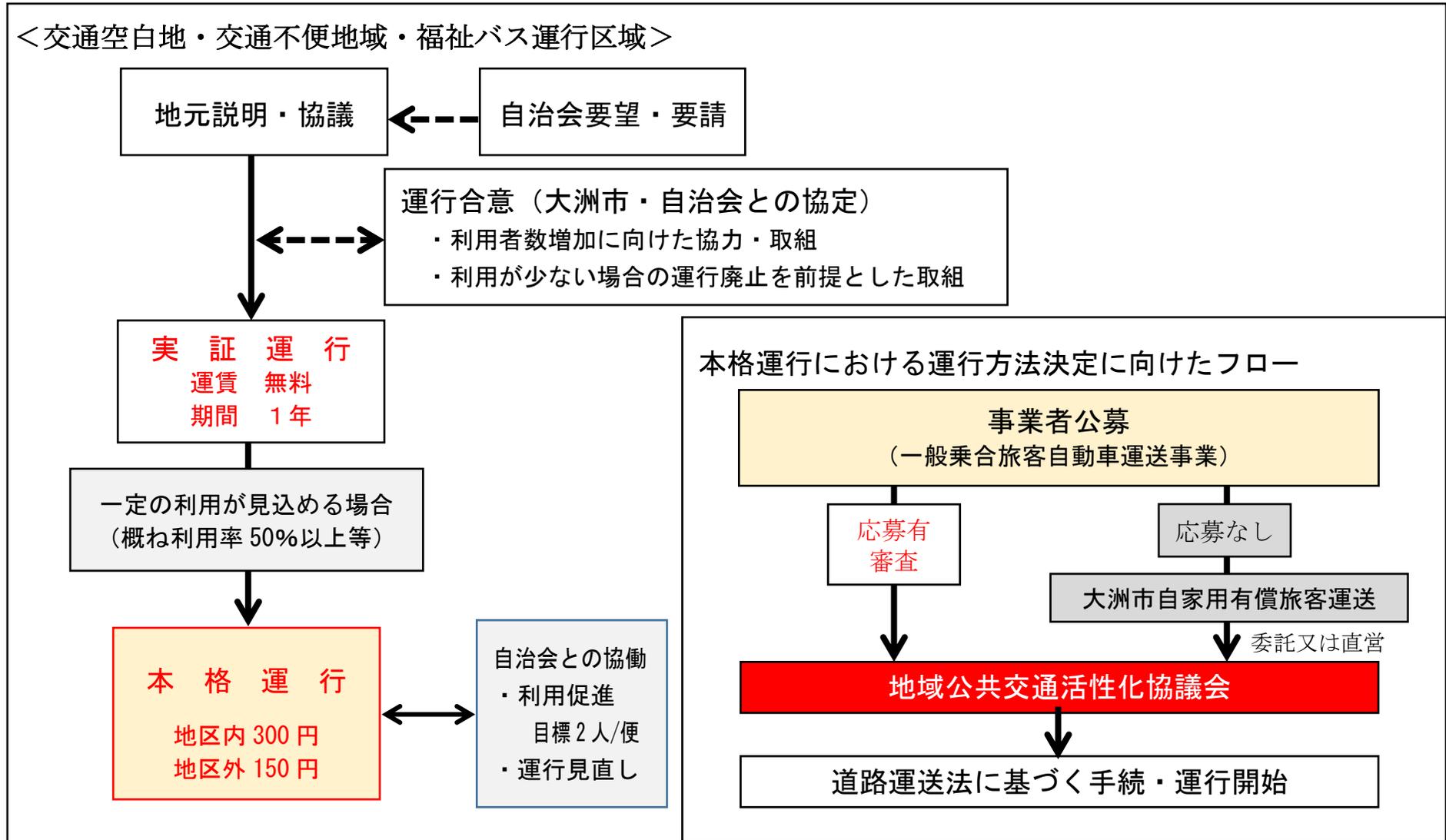
議題3 デマンド型交通の本格運行（久米地区）について

令和3年3月からデマンド型交通の実証運行を行ってきた久米地区の本格運行に当たり、応募のあった事業者が一般乗合旅客自動車運送事業（デマンドタクシー）として実施する内容について承認を求めるものである。

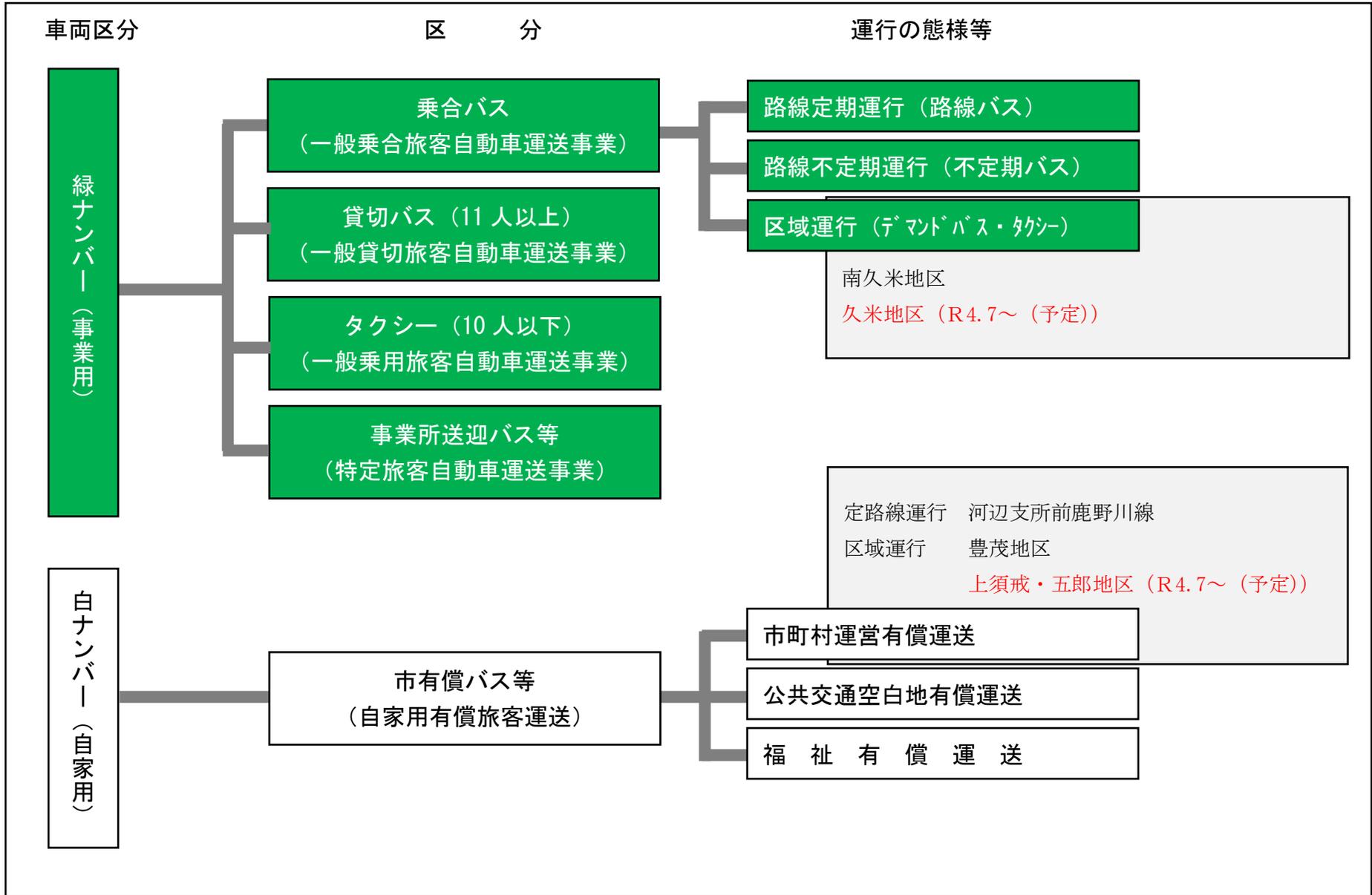
| | | | |
|----------------|--|-----------------------------------|---|
| 運行の態様 | 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行） | | |
| 運行主体 | 宇和島ハイヤー株式会社 | | |
| 営業区域 （運行範囲） | 上須戒地区、久米地区（上須戒、高山、阿蔵） | | |
| 運送区間 | 上須戒地区～市内中心部 起点：上須戒 経由地：阿蔵・西大洲 終点：アクトピア大洲 | | |
| 運賃 | 地区内 | 地区外 | 対象者 |
| | 150円 | 300円 | 一般（中学生以下） |
| | 100円 | 200円 | 子ども（小学生以下）※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者） ※身体障害者手帳（1種）又は療育手帳（A）の所持者の介護者を含む |
| 運行開始 | 令和4年7月（予定） | | |
| 運行内容 | 運行日 | 月・水曜日（祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3は運休） | |
| | 運行時刻 | 往路 8時30分起点発 復路 12時・13時30分終点発 | |
| | 予約締切 | 運行日前日16時 | |
| | 車両 | 5人乗セダンタクシー（3台） | |
| | 路線図 | 14ページ | |
| その他 | 路線バス・JRによる移動が可能な場所における利用はできない。 | | |
| 令和3年度 利用実績 | 高山線 | 利用率91% | 利用者数1.2人/便 本格運行移行 |
| | 只越線 | 利用率 2% | 利用者数1.3人/便 運行休止 |

<参考>

大洲市地域公共交通網形成計画に基づくデマンド型交通導入に向けたフロー図



道路運送法に基づく有償運行の種類

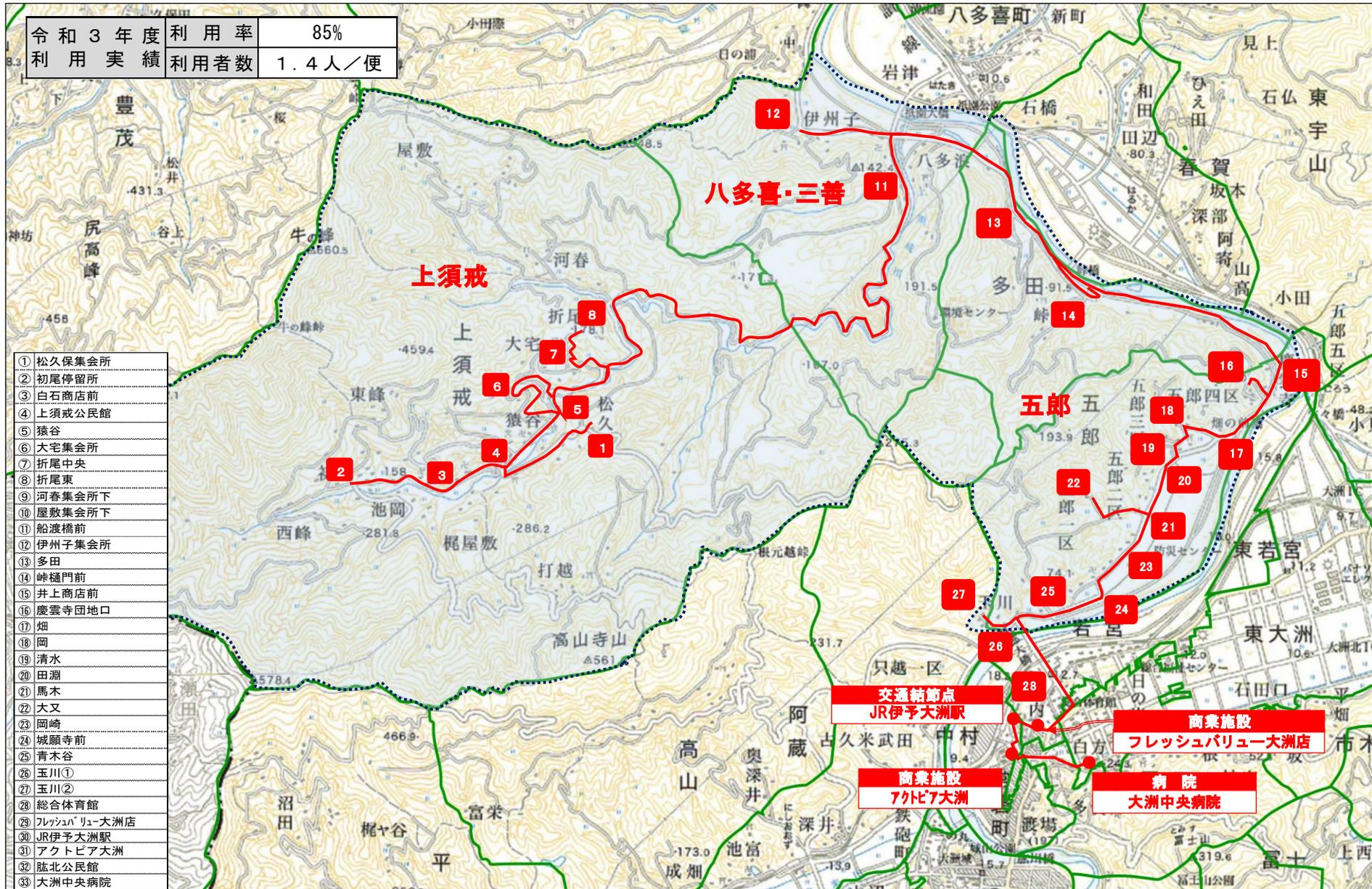


議題4 デマンド型交通の本格運行（上須戒・五郎地区）について

令和3年度からデマンド型交通の実証運行を行ってきた上須戒・五郎地区の本格運行に当たり、交通事業者による応募がなかったため、大洲市による自家用有償旅客運送として実施する内容について承認を求めるものである。

| | | | |
|-------|--|-----------------------------------|---|
| 運行の態様 | 自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送（区域運行）） | | |
| 運行範囲 | 上須戒地区、八多喜地区、三善地区、五郎地区 （上須戒、八多喜町、多田、五郎、阿蔵） | | |
| 事業主体 | 大洲市 | | |
| 運賃 | 地区内 | 地区外 | 対象者 |
| | 150円 | 300円 | 一般（中学生以下） |
| | 100円 | 200円 | 子ども（小学生以下）※1歳未満の乳児及び同伴者1人につき1人の未就学児は無料障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者） ※身体障害者手帳（1種）又は療育手帳（A）の所持者の介護者を含む |
| 運行開始 | 令和4年7月（予定） | | |
| 運行内容 | 運行日 | 月・水曜日（祝日・休日、8/13～15、12/29～1/3は運休） | |
| | 運行時刻 | 往路 8時30分起点発 復路 12時・13時30分終点発 | |
| | 起 点 | 上須戒 | |
| | 目的地 | 総合体育館、JR伊予大洲駅、アクトピア大洲、大洲中央病院等 | |
| | 車 両 | ハイエース（14人乗）、キャラバン（10人乗） | |
| | 路線図 | 18ページのとおり | |
| | その他 | 路線バスによる移動が可能な場所における利用はできない。 | |

上須戒・五郎地区デマンド型交通運行路線図



<参考>

道路運送法抜粋

第78条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

(1) 災害のため緊急を要するとき。

(2) 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

(3) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

第79条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

第79条の4 国土交通大臣は、第79条の2の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

(6) 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン抜粋

【道路運送法上合意する必要がある事項】

・自家用有償旅客運送に関する事項

① 自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録

自家用有償旅客運送の登録、更新登録、変更登録については、法第79条の4第1項第5号及び施行規則第51条の7の規定に基づき、自家用有償旅客運送が必要であることについて、地域公共交通会議において合意することとされている。